

昭和から令和にかけての家畜保健衛生所業務の一考察

県央家畜保健衛生所

宮下 泰人 矢島 純夫
窪田 英俊 荒木 尚登

はじめに

昭和（以下、S）25年4月の家畜保健衛生所法の施行に伴い、本県も家畜保健衛生所（以下、家保）を設置し防疫業務を開始した。

家保業務の歴史を紐解くと、戦後食糧難時代の畜産の黎明期からグローバル化の進展した今日まで70年の時を経て、防疫業務も様変わりしてきた。昨年5月に元号が令和（以下、R）に改元されたのを機に、家保の役割について再確認してみた。

家畜衛生を巡る状況

1 飼養状況

図1は本県の乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏の飼養戸数の推移を5年ごとに示したもので、食料需要の高まりとともに増加し、どの畜種もS30年代にピークを迎え、以後逐次減少している。

平成（以下、H）に入ってから、牛肉の輸入自由化、ガットウルグア

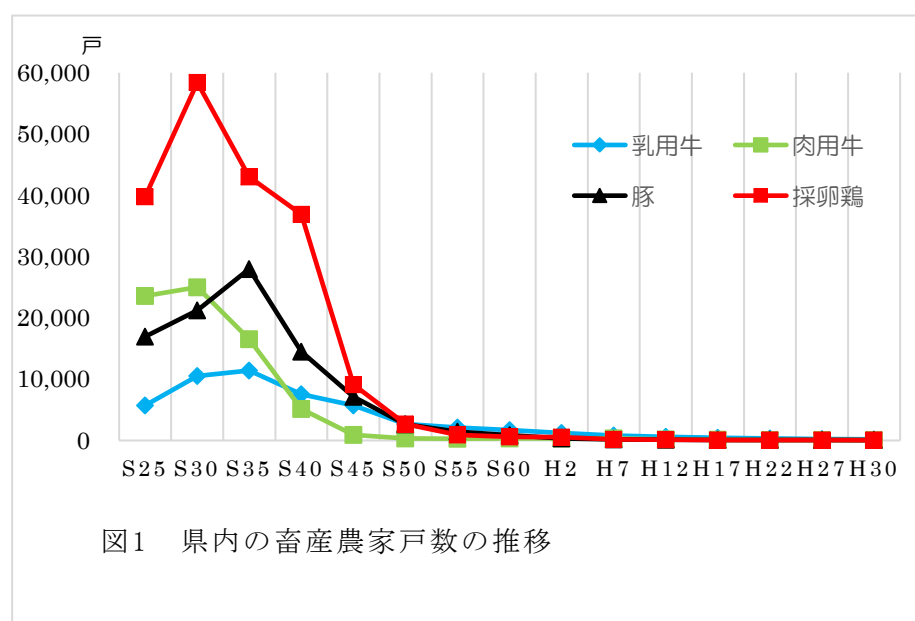


図1 県内の畜産農家戸数の推移

イラウンド、T P P 11など貿易協定が締結され、畜産農家は荒波にもまれている。

図2は同様に飼養頭羽数の推移を示したもので、S30年代からS50年代にピークを迎え、以後漸減している。

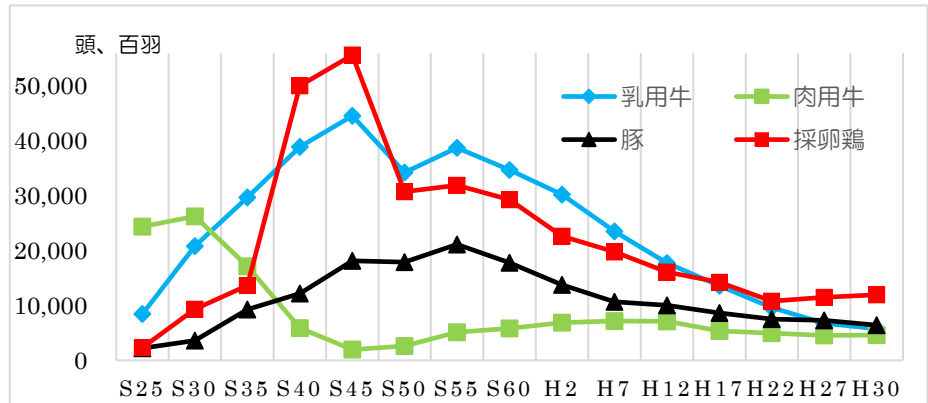


図2 県内の家畜の飼養頭羽数

図3は1農場当たりの平均飼養頭羽数の推移で、S50年ころから急速に多頭羽飼育が進展している。

今回は、規模拡大の兆しが見え始めたS50年ころを境として、家保業務の変遷をたどった。

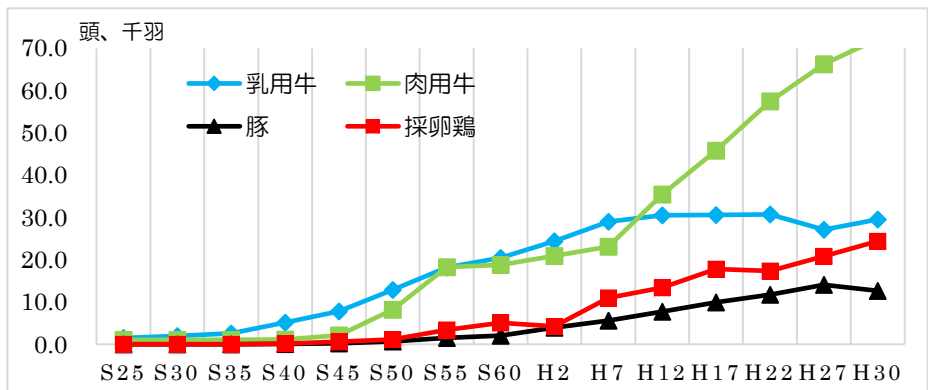


図3 県内の家畜の平均飼養頭羽数

2 家保の黎明期の主な業務について

図4は本県家保の黎明期の主な業務の実施状況を示したものである。

上段は伝染病予防事業で、家保設置後S26年の家畜伝染病予防法（以下、家伝法）施行後から

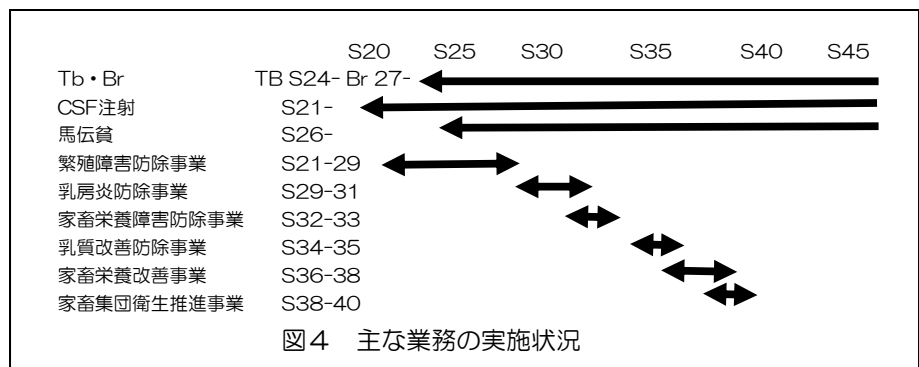


図4 主な業務の実施状況

家伝法5条に基づく牛のブルセラ病（以下、Br）、結核病（以下、Tb）、馬の伝染性貧血（以下、伝貧）と併せて、豚熱（以下、CSF）の不活化ワクチンによるワクチン接種も業務としていた。

下段は指導事業の実施状況である。

この時期は図1に示すとおり家畜を飼い始める農家が急増した時期で、指導業務として、栄養指導の他、当時は乳牛、肉牛の精液を配布していたことから、人工授精と併せ繁殖障害の防除の指導、さらに、大動物の獣医師の不足から診療業務も行っていた。防疫業務を実施する傍らで、技術者集団として、生産者を支援していた。

3 伝染病予防事業の変遷と伝染病の発生状況とその対応

図5は、Sの終わりから現在までの本県の伝染病予防事業の変遷で、家伝法5条に基づく検査、注射の実施状況である。

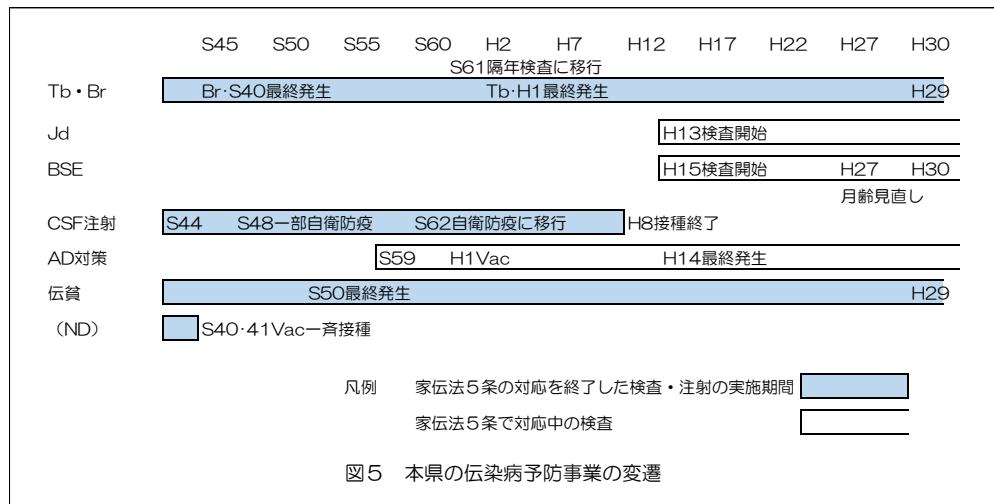
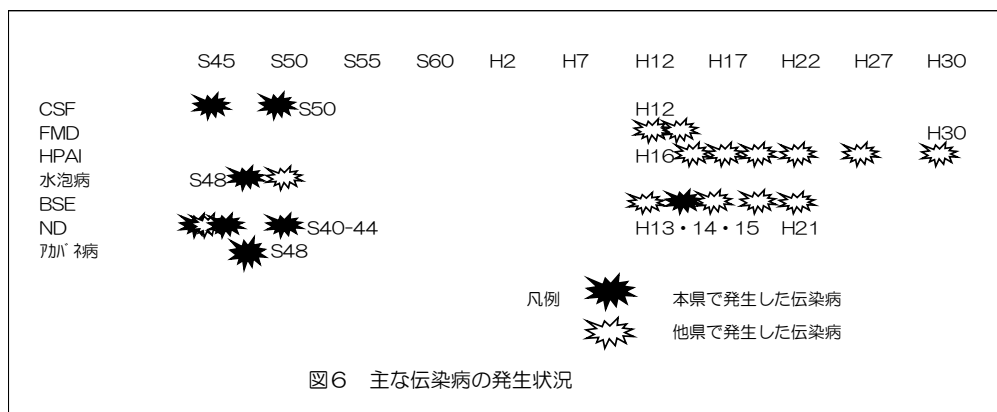


図6は、同じ時期の伝染病の発生状況で、塗りつぶしは本県で発生したもの、白抜きは他県で発生したものである。



Br、Tb、伝貧の検査は黎明期から実施し、本県

ではBrはS40年、TbはH1年を最後に患者は摘発されておらず、全国的にも発生数が激減した結果、S61年以降、県内で地域を2分割した隔年検査に移行、H30年度からはBr、Tbはサーベイランス検査に移行するなど検査対象が大きく変化している。伝貧も同様で、S50年を最後に発生は見られず、R1年度からは家伝法5条の検査対象疾病から外れている。

CSF、鶏のニューカッスル病（以下、ND）は、S40年代に猛威を振るった。

C S F、NDともS 40 年代に相次いで生ワクチンが開発され、C S Fはワクチンプログラムの検討に時間を要したがS 50 年を最後に本県では発生していない。NDは、先に実施したC S Fと同様、S 40 年、41 年に家保が緊急の一斉接種を実施しており、これ以後、本県においては採卵鶏における発生は見られていない。

S 59 年に新たに豚オーエスキー病（以下、AD）が発生したが、これもワクチン導入後のH14 年を最後に発生は見られず、H22 年以降は、繁殖豚、候補豚において野外ウイルス抗体は検出されおらず、ワクチンの接種状況を除きAD対策要領の清浄地域の要件を満たしている。

牛のヨーネ病（以下、J d）や伝達性牛海綿状脳症（以下、B S E）などの発生に伴い新たな検査も始まっているが、多頭羽飼育が進む中、家畜伝染病の発生予防対策を進めた結果、撲滅された伝染病や発生が著しく減少した伝染病が見られている。

S からHにかけてC S F、NDと共に豚の水疱病やアカバネ病の発生があったほか、図には示していないが、牛のサルモネラ症、クロストリジウム感染症、ボツリヌス感染症などが散発しているが、その都度防疫対応し、防圧してきたところである。

Hも後半になって国内では口蹄疫（以下、FMD）、B S E、高病原性鳥インフルエンザ（以下、H P A I）が発生した。

FMD、H P A I などの特定家畜伝染病は、広域な対応と家保以外の機関との連携が必要なことから、その事前調整、農場ごとの防疫計画の策定と演習による対応の確認など、事前準備が重要である。このことから、旧来の伝染病対応は、発生後に防圧を図ってきたので事後対応型、特定家畜伝染病は事前調整が必要な事前準備型の疾病と言える。

4 畜産振興業務への対応状況

図7は同時期に実施した主な衛生指導と振興業務である。

乳質対策

は、黎明期から実施しているが、乳房炎対策もさることながら、乳成分やアルコール不安定

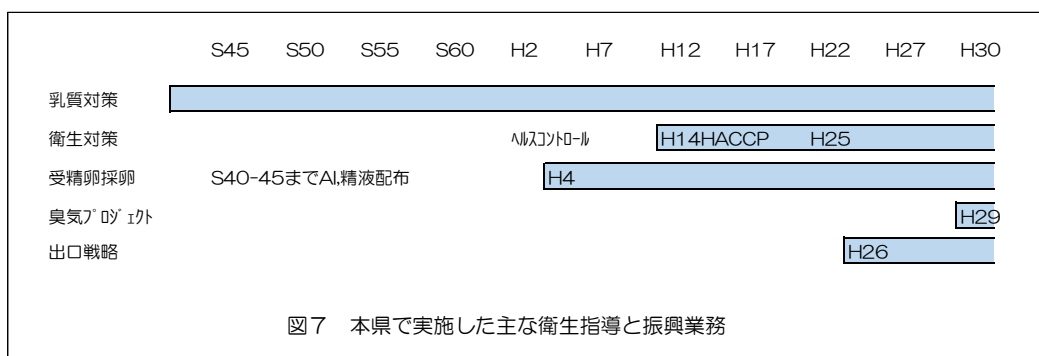


図7 本県で実施した主な衛生指導と振興業務

乳の改善といった内容だった。現在は、ほとんどが乳房炎対策で、しかも微生物レベルの検査と指導を実施するなど生産者の衛生技術レベルの向上に合わせて家保の指導内容も変化してきている。

急性伝染病の発生が減少したこの時期の衛生対策は、慢性疾病防除による損耗防止が推進された時期で、代表的なものは豚の慢性疾病対策として主に呼吸器系の慢性疾病の浸潤状況調査とそれに合わせたピッグフロー、ワクチンプログラムの検討、管理獣医師と連携し指導するといったピッグヘルスコントロールを実施した。現行の農場HACCPは、総合的な衛生対策としてこの流れを担っているといえると思う。

農場HACCPは、農林水産省がH初期からガイドラインを作成し推進してきたが、H21年に認証基準を公表してから本格的に稼働し、本県家保では公益社団法人中央畜産会の実施する指導員研修、審査員研修に積極的に職員を派遣し、指導可能な職員を養成してきた。H25年に県内で初めて認証農場が誕生して以降、R1年12月現在、酪農2農場、肉用牛1農場、養豚2農場の計5農場が認証取得し、今なお複数の農場が認証取得に向けて取り組みを進めている。

受精卵の採卵（ET）は、畜産試験場（現畜産技術センター）の技術を引き継ぎH4から家保が実施しており、採取した受精卵の性判別を行うなど、非常に高度な技術を提供する時期もあった。黎明期には家保も人工授精を行っていたが、防疫業務に拘らず、時代に応じた新しい知見、新技術を生産者に提供してきている。

衛生業務以外では、環境関係では従来から畜舎排水の浄化槽の水質検査を実施しているが、本県における畜産経営のボトルネックとなる臭気対策についてH29に本県畜産関係所属全体で臭気対策プロジェクトチームが組織された時に参加し、臭気対策指導も強化されている。

また、畜産振興業務として、H26から実施された畜産物の流通対策を強化するための出口戦略にも積極的にかかわっている。

指導業務は時代の要求とともに変化しているが、このような環境関係施策、生産物の流通施策といった幅広い分野への事業対応は、生産者の経営課題が多様化する中、ますます求められる分野となると思われる。

本県家保の将来の方向

以上のように、今後の家保業務の方向を見ると、防疫業務については家伝法5条に基づく検査対象の変更などによる検査数の減少、旧来の伝染病の発生数の減少、清浄化がみられるが、一方で特定家畜伝染病への備えがますます重要になり、事前準備型業務の強化が必要となっている。この業務はH

12にFMDが発生して以来、粛々と進められてきたが、時点修正が重要となるが項目が多岐にわたり、農場ごとに事情が異なるなど作業量が非常に多く、防疫員の増員が必要である。また、新疾病の迅速診断や新しい検査法に対処するため、精密検査としてPCR検査やELISA検査の実施量の増加が見込まれることから、病性鑑定部門の実施体制の整備として人員を増やしつつ業務分担を見直し、業務量の増加に対応することや検査機器の充実も必要である。

一方、振興業務は、生産物の銘柄化、有利販売、環境対策など生産農家の課題が多様化する中、積極的に参加することで、技術者集団としてその時代の最新の知見、技術による支援することが必要である。

さしあたっては、農場HACCPの推進とともに、各種プロジェクトへ継続して参加することで、生産者に対し時代に合った支援が可能となろう。

課題としては、現有のマンパワーだけでは限界があり、変化の無い組織運営が続けば閉塞感も否めない。そのためには、業務のスクラップアンドビルドの推進による業務量の適正化と人員配置の適正化による量の調整、組織の体制整備、計画的な人材育成による質の確保が必要である。

まとめ

最後に本県家保の業績について、いくつか紹介する。

S41には現行の家伝法8条の牛の証明様式一式を本県家保が提案し、そのまま家伝法の様式として採用されており、現在に至るまで全国で使用されている。

H10に本県で実施した国体の中で、馬術競技を当時の衛生班、家保が中心となって馬事衛生班として運営を支援し、事故なく、成功させている。

H12には横浜地域で、全国で初めて地域としてのAD清浄化を達成している。ワクチン接種と年に2回実施してきた家伝法5条に基づく検査を地道に実施した結果、ごくわずかとなったAD野外ウイルス抗体陽性豚を生産者と連携し、淘汰し、全国で初めて地域として清浄化を達成したものである。

H14に本県で発生したBSEにおいては、防疫対応を滞りなく実施し、その対応状況を取りまとめた「BSE実務必携」は、その後多数発生したBSE対応のバイブルとなっている。

H26には、精度管理の手法を全国の家保に先駆けて導入している。事の発端は、人事交流で衛生部に派遣された職員が食肉衛生検査所で実施されていた手法をもとに構築したものであるが、常に業務改善に対して高い意識を持ち、日ごろの業務に臨んでいる結果だと思う。

このように、職員の献身的な業務遂行により、ここで挙げられなかったものを含め多数の業績を上げている。

R1年末から、年末年始返上で実施したCSFの一斉予防接種も同様に、献身的な精神が引き継がれているのを感じた次第である。

時代を超えて、獣医師として持てる知見、技術により生産者を支える心を引き継ぐために家保のサステナビリティ（持続可能性）について考えてゆくことがひいては消費者に安心、安全な畜産物を安定的に提供しうる方策ではないだろうか。

参 考 文 献

- 1) 農林水産統計年報
- 2) 家畜衛生統計
- 3) 神奈川の家畜衛生（1981）
- 4) 神奈川の家畜衛生（平成3年3月）
- 5) 神奈川の家畜衛生（平成14年3月）
- 6) 神奈川県家畜保健衛生所業績発表会抄録（1956～2018）
- 7) 畜産課の事業概要